



宮監公表第17号  
平成30年3月23日

宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員

梶谷欣也  
神戸洋一郎  
伊地知義友  
日高あきひ

宮崎市  
監査局  
委印

### 財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表します。

#### 記

##### 1 監査の対象

宮崎市の出資・出捐及び公の施設の指定管理に係る一般財団法人宮崎市清武文化会館の平成27年度及び平成28年度の出納その他の事務の執行並びに市所管課（地域振興部文化・市民活動課）の同団体に対する事務の執行

##### 2 監査の場所

監査室、一般財団法人宮崎市清武文化会館の事務所及び市地域振興部文化・市民活動課

##### 3 監査の実施期間

平成30年2月1日から平成30年3月22日まで

##### 4 監査の方法

一般財団法人宮崎市清武文化会館及び市所管課（地域振興部文化・市民活動課）に対し、監査の対象事務に関する資料の提出を求め、市の出資・出捐及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が法令、規則等に準拠して適正かつ効率的に行われ、目的が適切に達成されているかについて、提出された資料及び関係帳簿・書類の確認を行うとともに、関係人から説明を聴取し実施した。

##### 5 監査の結果

###### (1) 一般財団法人宮崎市清武文化会館

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めたが、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

①平成27年度及び平成28年度の給与等及び旅費について、理事会の議決を得ていない「宮崎市清武文化会館就業規則」や「職員の給与及び旅費に関する規程」に基づき支給していた。

特に、平成27年度の時間外勤務手当については、「平成27年度宮崎市清武文化会館給与一覧表」及び「平成27年度超過勤務単価算出法」を作成しているにもかかわらず、異なる単価を用い支給していた。

・平成27年度職員給与：「宮崎市清武文化会館就業規則」を適用し、「平成27年度宮崎市清武文化会館給与一覧表」を作成

・平成27年度時間外勤務手当：「宮崎市清武文化会館就業規則」を適用し、「平成27年度超過勤務単価算出法」を作成

- ・平成 27 年度賞与及び特別出勤手当：「宮崎市清武文化会館就業規則」を適用しているものの、算出方法等の作成なし
- ・平成 27 年度市内旅費：「宮崎市清武文化会館就業規則」を適用し、「宮崎市内交通費一覧表」を作成
- ・平成 28 年度賞与（夏季分）及び特別出勤手当並びに時間外勤務手当：「宮崎市清武文化会館就業規則」を適用しているものの、算出方法等の作成なし
- ・平成 28 年度職員給与及び市内旅費：「宮崎市清武文化会館就業規則」を適用し、「宮崎市清武文化会館職員給与年次表」、「交通費支給一覧表」、「手当一覧」及び「交通費支給基準」を作成
- ・平成 27 年度及び平成 28 年度の市外出張旅費：「旅費規程」を適用

監査の過程において改善が望まれる事項が見受けられたので、以下のとおり意見を付す。

- ①一般財団法人宮崎市清武文化会館の規則や規程について、一般財団法人への移行や法人の名称変更等があったにもかかわらず、関係する条文の変更が行われていなかった。また、会計規程以外は平成 29 年 4 月 1 日に改正されたものの、会計規程は平成 10 年 4 月 1 日の規程を適用していた。  
規則や規程は法人の円滑な運営や事務を適正かつ能率的に遂行するために定めるものであり、その改訂にあたっては適正な時期、手順により行うとともにその規定に則り運用されたい。

## （2）市所管課（地域振興部文化・市民活動課）

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めたが、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

- ①市が目的外使用許可している宮崎市清武文化会館の飲料水自動販売機に係る電気使用料について、行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費徴収の取扱基準（平成 26 年 1 月 30 日改定）により毎月実費を徴収すべきところ、平成 28 年 11 月分まで徴収していなかった。（平成 28 年 12 月分から平成 29 年 3 月分は一括して平成 29 年 3 月 31 日に調定書を起票し平成 29 年 5 月 31 日に徴収）

監査の過程において改善が望まれる事項が見受けられたので、以下のとおり意見を付す。

- ①平成 27 年度の宮崎市清武文化会館の保守管理に係る業務について、一者随契により委託を行っていた（23 件全件）。また、そのほとんどが複数年による契約となっていた。特殊な業務を除き受託できる複数の業者が想定される業務については、より高い競争性が確保され経費の節減につながるよう発注の見直し等を指導されたい。また、複数年契約の有意性についても検討するよう指導されたい。
- ②指定管理者である一般財団法人宮崎市清武文化会館について、一般財団法人への移行や法人の名称変更等があったにもかかわらず、監査対象期間（平成 27 年度及び平成 28 年度）には規則や規程が整備されていなかった。規則や規程は法人の円滑な運営や事務を適正かつ能率的に遂行するために定められたものであることから、指定管理者候補者の選定にあたっては、提出された規程等についても十分に精査されたい。